

# 石川県公報

平成 28 年 3 月 31 日 (木曜日)

号 外

(第 34 号)

## 目 次

訓 令  
○石川県税事務取扱規程の一部改正 (税 務 課) 1

## 訓 令

### 石川県訓令第 2 号

総 務 部 税 務 課  
県 総 合 事 務 所  
県 税 事 務 所

石川県税事務取扱規程（昭和32年石川県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

目次中「不服審査」を「審査請求」に改める。

第6条の表1の項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

「第二節 不服審査」を「第二節 審査請求」に改める。

第17条の見出しを「(処分についての審査請求の処理)」に改め、同条第1項中「所長は、」の下に「処分についての」を加え、「を受理した」を「が提出された」に、「不服申立処理簿」を「審査請求処理簿」に改め、「の正本」を削り、同条第2項を削る。

第17条の2を次のように改める。

(不作為についての審査請求の処理)

第十七条の二 前条の規定は、不作為についての審査請求書が提出された場合について準用する。

2 所長は、不作為についての審査請求がされた後であっても、当該審査請求が理由があると認めるときは、遅滞なく、当該審査請求に係る不作為に係る処分をしなければならない。

3 所長は、前項の規定により当該審査請求に係る不作為に係る処分をした場合は、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

第18条第1項中「を受理した」を「が送付された」に、「不服申立処理簿」を「審査請求処理簿」に改め、同条第2項中「を受理した」を「が提出された」に、「不服申立処理簿」を「審査請求処理簿」に改める。

第21条及び第22条を次のように改める。

(徴収猶予の承認及び取消)

第二十一条 所長は、石川県税条例施行規則（昭和三十二年石川県規則第十四号。以下「規則」という。）第二十條第三項の規定による通知書（法第十五条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予に係るものに限る。）又は規則第二十條第五項の規定による通知書を交付しようとする場合は、第十三号様式による徴収猶予（期間延長・変更）決議書を作成しなければならない。

2 所長は、規則第二十條第四項の規定による徴収猶予（期間延長）不承認通知書又は同条第六項の規定による徴収猶予取消通知書を交付しようとする場合は、第十四号様式による徴収猶予不承認（取消）決議書を作成しなければならない。

3 所長は、法第十五条の二第八項後段の規定により法第十五条第一項、第二項又は第四項の規定による申請が取り下げられたものとみなされる場合は、当該申請を取り下げたとみなされる者に対し、第十五号様式による徴収猶予

(換価猶予) 申請みなし取下げ通知書を交付しなければならない。

- 4 所長は、徴収の猶予若しくは徴収の猶予期間の延長、徴収の猶予に係る分割納付等の期限及び分割金額の変更、徴収の猶予若しくは徴収の猶予期間の延長の不承認又は徴収の猶予の取消(以下この条及び第二十五条においてこれらを「徴収の猶予等」という。)を行つた場合は、税務総合情報システムに徴収の猶予等について登録するとともに、徴収猶予申請書、徴収猶予申告書又は第十六号様式による滞納整理小票(以下「小票」という。)及び第五十一号様式による滞納整理経過表(以下これらを「小票等」という。)に必要な事項を記載して整理しなければならない。

(換価の猶予の通知及び取消)

第二十二條 所長は、規則第二十條の二第一項又は第二十條の二の二第三項若しくは第五項の規定による換価猶予(期間延長・変更)通知書を交付しようとする場合は、第十九号様式による換価猶予(期間延長・変更)決議書を作成しなければならない。

- 2 所長は、規則第二十條の二の二第四項の規定による換価猶予(期間延長)不承認通知書又は規則第二十條の二第三項若しくは第二十條の二の二第六項の規定による換価猶予取消通知書を交付しようとする場合は、第二十号様式による換価猶予不承認(取消)決議書を作成しなければならない。

- 3 所長は、法第十五條の六の二第三項において準用する法第十五條の二第八項後段の規定により法第十五條の六第一項又は同条第三項において準用する法第十五條第四項の規定による申請が取り下げられたものとみなされる場合は、当該申請を取り下げたとみなされる者に対し、第十五号様式による徴収猶予(換価猶予)申請みなし取下げ通知書を交付しなければならない。

- 4 徴税吏員は、職権による換価の猶予を行おうとする場合は、第二十号様式の二による換価猶予審査表を作成しなければならない。

- 5 所長は、換価の猶予若しくは換価の猶予期間の延長、換価の猶予に係る分割納付等の期限及び分割金額の変更、換価の猶予若しくは換価の猶予期間の延長の不承認又は換価の猶予の取消(以下この条及び第二十五条においてこれらを「換価の猶予等」という。)を行つた場合は、税務総合情報システムに換価の猶予等について登録するとともに、小票等に必要な事項を記載して整理しなければならない。

第22條の2中「第十七号様式」を「第十七号様式」に、「第十八号様式」を「第十八号様式」に改め、同条第1号中「又は換価猶予決議書」を「徴収猶予(期間延長・変更)決議書又は換価猶予(期間延長・変更)決議書」に改める。

第23條第1号中「第二二号様式」を「第二十二号様式」に、「第二三号様式」を「第二十三号様式」に改め、同条第3号中「第二四号様式」を「第二十四号様式」に改める。

第23條の2を置く。

第24條及び第25條を次のように改める。

(担保の処分)

第二十四條 所長は、法第十六條の五第一項の規定により担保財産を処分する場合においては、次章の規定に準じて事務の処理をしなければならない。

(徴収猶予・換価猶予整理簿の作成)

第二十五條 所長は、徴収の猶予等又は換価の猶予等を行つた場合においては、猶予の種類ごとに第二十号様式の三による徴収猶予(換価猶予)整理簿に必要な事項を記載しなければならない。徴収の猶予等又は換価の猶予等を行うに当たり提供を受けた担保物について異動が生じた場合も同様とする。

第43條の2(見出しを含む。)中「滞納整理小票」を「小票」に改める。

第9号様式中「不服申立処理簿」を「請求書送付処理簿」に、「受理番号」を「受付番号」に、「受理」を「到達」に改め、「(申立人)」を削り、「請求書送付年月日」を「審査請求書送付年月日」に改め、「(決定)」を削る。

第13号様式を次のように改める。

第13号様式

徴収猶予（期間延長・変更）決議書

年 月 日付けで申請のあつた徴収猶予（期間延長）については、次のとおり承認してよろしいか。

（ 年 月 日付け 第 号により承認した徴収猶予について、石川県税条例第14条第3項の規定により次のとおり「分割納付等の期限及び分割金額」を変更してよろしいか。）

整理番号 第 号

住 所 所在地		氏 名 称	
徴収猶予を承認する 金額		円	徴収猶予を承認する 期間
			年 月 日から 年 月 日まで
徴収猶予を承認する 根拠及び理由			
徴 収 が あ つ た 徴 収 金 （ 期 間 延 長 ） 申 請	年度期別	税 目	納期限
			税 額
			加算金額
			延滞金額
			滞納処分費
			備 考
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
分 割 及 び 分 割 金 額 の 期 限	期限 (年月日)	分割金額	期限 (年月日)
		円	
		円	
		円	
		円	
提 供 担 保			
参 考 事 項			
摘要			

第15号様式及び第16号様式を削り、第14号様式を第16号様式とし、第13号様式の次に次の2様式を加える。

## 第14号様式

## 徴 収 猶 予 不 承 認 ( 取 消 ) 決 議 書

整理番号 第 号

年 月 日付で申請のあつた徴収の猶予(期間の延長)については、次のとおり承認しないこととしてよろしいか。

( 年 月 日付 第 号をもつて承認した徴収の猶予は、次のとおりその徴収猶予した税額の全部一部を取り消してよろしいか。)

住 所 又 は 所 在 地	
氏 名 又 は 名 称	
徴収猶予(期間延長)申請税額	円
徴収猶予(期間延長)申請期間	年 月 日から 年 月 日まで
徴 収 猶 予 取 消 税 額	円
徴収猶予取消決定年月日	年 月 日
不承認又は取消の理由	

備考 不要な欄は抹消すること。

第15号様式

徴収猶予（換価猶予）申請みなし取下げ通知書			
	第	年	号 月 日
住所又は所在地 氏名又は名称	様	石川県	事務所長 印
年 月 日	付	け	で
申請のありました		徴収の猶予（期間の延長）	については、
年 月 日		換価の猶予（期間の延長）	年
月 日までに補正されなかつたため、地方税法（第15条の6の2第3項において準用する同法）第15条の2第8項後段の規定により申請を取り下げたものとみなされましたので通知します。			

備考 みなし取下げ通知書は、必要に応じ、所要の補正をすることができる。

第19号様式及び第20号様式を次のように改める。

第19号様式

## 換価猶予（期間延長・変更）決議書

（ 年 月 日付けで換価の猶予申請があつた）次の者の徴収金について、換価の猶予（期間延長）を決定（承認）してよろしいか。

（ 年 月 日付けで通知した換価の猶予について、石川県税条例第16条第3項（第19条第2項）において読み替えて準用する同条例第14条第3項の規定により次のとおり「分割納付等の期限及び分割金額」を変更してよろしいか。）

整理番号 第 号

住 所 所在地					氏 名 名 称				
換価を猶予する金額	円				換価の猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで			
該 当 条 項									
換 価 猶 予 （ 期 間 延 長 ） 徴 収 金	年度期別	税 目	納期限	税 額	加算金額	延滞金額	滞納処分費	備 考	
			・ ・	円	円	法律による金額 円	法律による金額 円		
			・ ・			〃	〃		
			・ ・			〃	〃		
			・ ・			〃	〃		
分 割 納 付 等 の 期 限 及 び 分 割 金 額	期限 (年月日)	分割金額	期限 (年月日)	分割金額	期限 (年月日)	分割金額			
		円		円		円			円
		円		円		円			円
		円		円		円			円
		円		円		円			円
提 供 担 保									
参 考 事 項									
摘 要									

## 第20号様式

換 価 猶 予 不 承 認 ( 取 消 ) 決 議 書	
整理番号 第 号	
<p>年 月 日付けで申請のあつた換価の猶予(期間の延長)については、次のとおり承認しないこととしてよろしいか。</p> <p>( 年 月 日付け 第 号をもつて通知した換価の猶予は、次のとおりその換価猶予した税額の<sup>全部</sup><sub>一部</sub>を取り消してよろしいか。)</p>	
住 所 又 は 所 在 地	
氏 名 又 は 名 称	
換価猶予(期間延長)申請税額	円
換価猶予(期間延長)申請期間	年 月 日から 年 月 日まで
換 価 猶 予 取 消 税 額	円
換 価 猶 予 取 消 決 定 年 月 日	年 月 日
不承認又は取消の理由	

備考 不要な欄は抹消すること。

第20号様式の2の次に次の1様式を加える。

## 第20号様式の3

## 徴収猶予（換価猶予）整理簿

整理番号	納税者（又は滞納者）		猶予承認日	猶予期間		担保の状況等
	住所又は所在地	氏名又は名称		始 期	終 期	

第21号様式の2を削る。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行前にされた処分その他の行為又はこの訓令の施行前にされた申請に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。
- 3 この訓令による改正前の石川県税事務取扱規程の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。